

平成 22・23 年度の

後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。
医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、保険料率を改定します。
ご理解いただきますようお願いいたします。

●平成 22・23 年度の保険料率



区 分	保険料率【年額】	
	現 行 (平成20・21年度)	改定後 (平成22・23年度)
被保険者均等割額	38,175円	38,645円
所得割率	6.85%	7.18%

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

年金から天引き（特別徴収）で保険料をお支払いの方は…

- 新しい料率で計算した保険料額は、平成22年7月に決定し被保険者に郵便でお知らせします。
- ただし、仮徴収期間（平成22年4～8月）の保険料の額は、前年度の2月の額または年額を参考に仮計算した額を一旦徴収させていただきます。
※一部、変更になる方もおられます。
- 平成22年7月に決定する年間の保険料額に合わせ、平成22年10月～平成23年2月の特別徴収金額を調整、変更し徴収させていただきます。

口座振替や納付書（普通徴収）で保険料をお支払いの方は…

- 新しい料率で計算した保険料額は、平成22年7月に決定し7月のお支払い分から適用します。
(平成22年4月～6月は計算期間のため徴収はありません)
- 月々の振替（納付）金額や納付期限は、平成22年7月に被保険者に郵便でお知らせします。

保険料が軽減される場合

平成21年度に引き続き、下記のとおり保険料が軽減されます。

所得の低い方の軽減

- 世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、均等割額が世帯の所得水準に合わせて「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。
- 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

- 資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額は免除されます。

☆正式決定された保険料額や軽減額、納付方法などは、前年の所得が確定した後の7月中旬に郵便でお知らせしますので必ずご確認ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎⑤2 6571 有線⑤ 7784

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077-522-3013 ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>